

(様式2)

## 随意契約の結果の公表

部(局)等名: 環境生活部

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	所管部課(地方機関)の名称	備考
平成28年度県民活動応援サイト運営業務委託	H28.4.1	公益財団法人ふるさと島根定住財団 松江市朝日町478-18	2,891,376	第167条の2第1項第2号	<p>(公財)ふるさと島根定住財団は、県内唯一の中間支援組織である「しまね県民活動支援センター」(以下「支援センター」という。)として、NPO法人やボランティア団体の活動支援を行ってきた実績がある。</p> <p>「県民活動応援サイト(島根いきいき広場)」に関し、支援センターはシステムの開発に携わり、サイト開設当初から運用管理者として運用を行っており、システムに精通している。</p> <p>しまね社会貢献基金の団体登録の要件としている「CAN PAN」は、支援センターがシステムに精通している唯一の団体である。</p> <p>従って、(公財)ふるさと島根定住財団は、このサイトを効果的かつ効率的に運営し、しまね社会貢献基金の活用を促進できる県内唯一の団体である。</p>	環境生活総務課	

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	所管部課(地方機関)の名称	備考
平成28年度男女共同参画理解促進事業等業務委託	H28.4.1	公益財団法人しまね女性センター 大田市大田町大田イ236番地4	27,453,716	第167条の2第1項第2号	(公財)しまね女性センターは、島根県立男女共同参画センターを拠点として、男女共同参画を推進するための事業を総合的に展開することを目的に設置された団体であり、本事業を全県的に実施できる県内唯一の団体であるため。	環境生活総務課	
女性活躍に係る計画策定支援事業実施業務	H28.4.1	島根県中小企業団体中央会 松江市母衣町55-4	2,278,908	第167条の2第1項第2号	島根県中小企業団体中央会は、多くの中小企業団体の労働環境改善事業や、県内中小企業からの労務管理等の相談業務に取り組んでおり、こうした取組みは、企業における女性活躍推進を促進する取組みにもつながるものである。県内全ての中小企業団体とのネットワークを持つ団体は当団体しかなく、本事業を適切かつ全県的に実施できる県内唯一の団体であるため。	環境生活総務課	

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	所管部課(地方機関)の名称	備考
国際海外協力事業等業務委託	H28.4.1	(公財)しまね国際センター 松江市東津田町369番地1	45,281,160	第167条の2第1項第2号	全県的に多文化共生の地域づくり、県民主体の国際交流活動の促進、諸外国との相互理解と協力関係を深めること等を目的とした県内唯一の公益法人であり、本事業に対応できる優秀な人材を有し、事業実施にあたって良好で十分な実績を有しているため。	文化国際課	
平成28年度自然公園施設管理業務委託	H28.4.1	大田市	1,072,440	第167条の2第1項第2号	地方公共団体との直接契約であるため	自然環境課	
平成28年度自然公園施設管理業務委託	H28.4.1	松江市	1,451,520	第167条の2第1項第2号	地方公共団体との直接契約であるため	自然環境課	
平成28年度自然公園施設管理業務委託	H28.4.1	隠岐の島町	2,331,720	第167条の2第1項第2号	地方公共団体との直接契約であるため	自然環境課	
平成28年度中国自然歩道等管理業務委託	H28.4.1	大田市	1,139,400	第167条の2第1項第2号	地方公共団体との直接契約であるため	自然環境課	
平成28年度中国自然歩道等管理業務委託	H28.4.1	出雲市	1,250,640	第167条の2第1項第2号	地方公共団体との直接契約であるため	自然環境課	
元ふれあいの里奥出雲公園維持管理業務委託	H28.4.1	波多コミュニティ協議会 雲南市掛合町波多459-1	1,663,200	第167条の2第1項第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適しないため	自然環境課	

契約の名称又は 品名・数量等	契約日	契約の相手先の 名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令 の適用条項	随意契約とした理由	所管部課 (地方機関)の名称	備 考
島根県地球温暖化対策協議会事業者部会 運營業務	H28.4.1	島根県中小企業団体 中央会 松江市母衣町55-4	3,600,000	第167条の2第1項第2 号	島根県地球温暖化対策協議会事業者部会の事務局は、県内全域の事業者に対する経営指導体制が整備されている島根県中小企業団体中央会が行っていることから、この事業を適切に実施できるのは当会以外に考えられないため。	環境政策課	
地球にやさしいECO 経営推進事業実施業 務	H28.4.1	島根県中小企業団体 中央会 松江市母衣町55-4	7,112,000	第167条の2第1項第2 号	島根県地球温暖化対策協議会事業者部会の事務局は、県内全域の事業者に対する経営指導体制が整備されている島根県中小企業団体中央会が行っていることから、この事業を適切に実施できるのは当会以外に考えられないため。	環境政策課	